

表 2 ⑨ 市民による「見守り隊」「サポーター」組織の構築 実施事業

○全ての取組みの基本
「地域の目と声をください運動」(H16.3 活動開始) : 士別市防犯協会、士別市自治会連合会、士別市 PTA 連合会
○交付金事業により組織
「食の安全・安心見守り隊」の組織化(H22.4 活動開始) : 士別市 PTA 連合会
「インターネット見守り隊」の組織化(関係機関との連携): 事業所等を予定(現在検討中)
士別市安全で安心まちづくり条例と連動した「安全・安心見守り隊」を組織し、「安全と安心の傘」の充実化を図りその範囲を広げていく。
○既に組織し、活動している「安全・安心見守り運動」等
「110 番の家・防犯ステーション」(H13.11.1 施行) : 士別市防犯協会/登録数 141 件。
「110 番タクシー」(H16.5.21 施行) 士別市防犯協会、ハイヤー協会士別支部/登録数 36 台。
「オレオレー座」(H16.3 結成) : 士別市防犯協会。防犯協会役員、市民有志、環境生活課職員で結成した劇団、主に学校への不審者進入・振り込め詐欺等を寸劇で実演。
「劇団さくら」(H16.8 結成) : 士別市消費者協会。消費者協会役員、消費生活相談員で結成した劇団で悪質商法などを寸劇で実演。
「青色回転灯防犯パトロール隊」(H18.3.16 結成) : 士別市防犯協会/登録数 36 人、39 台
「士別市安全・安心ネットワーク」旧士別市消費者被害防止ネットワーク(H18.10.1 施行) : 士別市市民部環境生活課/登録数 168 団体(H24.9.14 現在)
「わんわんパトロール」(H19.3.26 結成) : 士別市防犯協会/登録数 109 頭(H24.9.8 現在)
「事業所・地域見守り運動」(H21.8.21 協定締結) : 士別地区防犯協会連合会、士別地区安全運転管理者協会、士別地方安全運転管理者事業主会、士別警察署/登録数 133 事業所(H24.7.7 現在)
「食の安全安心見守り隊」(H22.4.25 開始) : 士別市 PTA 連合会(及び各単協 PTA)、士別市安全で安心なまちづくり推進協議会/小学校 11 校・中学校 6 校にて実施。

5 士別市における「消費生活行政広域化事業」について

ここで、前項で述べた広域化事業について簡単に紹介する。

士別市では「北・北海道中央圏域定住自立圏形成協定」(平成 23 年 9 月)に基づき、近隣の市町と連携して定住に必要な都市機能及び生活機能の確保等を進めている。この定住自立圏における消費生活行政事業は、本協定で定めた「圏域マネジメント能力の強化に関わる政策分野」としての取組みとなる。

さらに、国による「地方消費者行政の充実・強化の指針」が策定されたことから、「士別地区消費生活行政広域化事業」として、平成 23 年度より和寒町、剣淵町と協定を結び、平成 24 年度より幌加内町が加わり、現在、1 市 3 町により消費生活相談事業及び消費生活行政関連事業の支援と連携を行っている。

現在、北海道内で進められている消費者行政市町村広域化事業の内容は、そのほとんど

が「消費生活相談」に特化した協定となっている。しかし、道内の町村における消費生活相談の件数は極めて少ないため、一定のスキルを持った消費生活相談員の能力が必ずしも有効に活用されていない。

そこで、士別市では消費生活行政広域化事業は、消費生活相談業務の連携にとどまらず、他の消費生活行政事業や消費者教育への支援を含め、広域消費生活センターとして充分機能する仕組みを作り、相談員のスキルを広域自治体全体で活用することにより、消費生活の「安全と安心の傘」をかけようというものである。

したがって、3町における小学校・中学校・高等学校の消費者教育授業は士別市と同じ内容で行うことが可能となり、さらに3町が実施する成人教育や啓発等についても士別市の支援が可能となる。こうした連携の効果は、息の長い取り組みとして実施されることにより、いずれは具体的な形として表れるものと期待する。

また、士別市安全・安心ネットワーク（旧消費者被害防止ネットワーク）も拡大し、現在1市3町合わせて168の機関・団体が登録されており、消費生活はもとより、交通安全・防犯・防災等の情報の共有と発信も確保されてきている。

6 課題の提案

(1) 士別市における消費生活相談員の今後

士別市における消費生活相談員の在り方や業務の内容については4及び5で述べたが、そのスキルや経験は「消費生活相談」と「消費生活行政」の専門職として欠かすことのできない存在と捉えている。

消費生活行政の現場で培ったスキルや経験は、大学の教育学部や生活科学系等の学部で行われている消費者教育の課程で「総合的な消費生活」を学ぶカリキュラムにおいて、「実践教育」を行うことのできる講師として、その任を担うに値するものとする。

さらには、全国の大学の研究者が構築している「学問としての消費生活」に対し、地方都市士別市からもその支援やさらなる理論の構築に参画できる人材として送り出したいと考えている。

(2) 士別市における消費生活行政の課題

3年間の「地方消費者行政活性化交付金」事業による「体制整備の基本」は広域連携を含めほぼ達成できたと判断している。今後は、構築した体制を、より確実なものとするため、士別市消費生活センターの体力強化が必要であり、目指す目標のひとつでもある「市民（地域）の心のより所」として機能していくものと信じ、そのためにも多くの課題を克服し進めていきたい。

また、新たな仕組みである「ハブコミュニティシステム」を士別市や広域連携自治体全体に浸透させるため、関係機関・団体や関係者の理解を図り連携を強めたいと考えている。

平成24年8月に成立した「消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）」では、消費者教育は「消費者の自立を支援するため」の教育と位置付けられ、「地方公共団体の

責務」が定められた。これを受けて、小学校・中学校・高等学校での消費者教育授業の実施については、「子どもたちの将来を見据えた」ものとして、消費生活センターや教育委員会その他の機関・団体や地域の教育力を結集し、前例にとらわれない「横断的な取組み」としてさらに推進していきたいと考えている。

消費者教育授業は、多岐にわたる人材が関わることから、教育力の向上や生きる力を培うものとして、子どもたちへの教育効果は大きいものと考えられる。士別市のような小規模な自治体にとっては有効な仕組みとなる可能性を秘めており、期待する効果は次の通りである。

●子どもたちへの効果

- ・消費者問題等、社会の問題を考えることのできる子どもを育成する。
- ・生涯にわたり賢い消費者への一步を踏み出すきっかけとなる。
- ・良き社会人、良き家庭人、良き職業人になるための礎となる。
- ・教育力（基礎学力）の向上が期待される。
- ・「科学的なものの考え方」のできる力（考える力や分析する力）を育成する。
- ・将来の職業選択の幅を広げるとともに、その意欲を高める。

●地域や関係者への効果

- ・「地域の教育力」の支援体制と活用方法について、機関・団体や学校関係者、市民への理解が深まる。
- ・「社会人としての再教育」の場として位置付けができる。

(3) 北海道における消費者行政の課題

消費者教育推進会議の報告である「消費者教育推進のための課題と方向」（消費者庁、平成24年4月）でも指摘されている通り、体系的な消費者教育（体系的とは、発達段階や学年に合わせた取組みであり、幼年期から高齢者までを言う）を行う必要があり、北海道全体でどう取り組むかが課題となる。

しかし、消費者行政と消費者教育授業の推進については、現在のところ、北海道・道教育委員会・道立消費生活センターの三者における具体的な連携が少ないことから、今後も各自自治体と学校の混乱が予想され、共通の課題や情報スキルを共有することが求められる。

特に、消費者教育授業が息の長い取組みとなるためには、この三者が学校への関わり方や推進する仕組みについて、具体的かつ永続的な取組みの方向性を示さなければならない。

また、消費者教育授業に関わる教員や行政職員など関係者のスキルアップを図るために「模擬授業」の開催なども、三者が連携しながら北海道内の行政区画である9つの総合振興局及び5つの振興局（以下、「総合振興局」）ごとに毎年実施することが必要であると考えられる。

広い北海道において、まず取り組むべきこととして、各総合振興局に専門家（プロパー）を配置することを提案したい。

実現に向けての問題としては、「札幌市内にある一局で対応できるのか」「これから益々増えると予想される消費生活問題（消費者教育を含む）について対応できるのか」「市町

村や広域消費生活センターとの連携や問題解決など、即効性は確保できるのか」などが考えられる。

これらを踏まえると、平成 24 年 3 月 31 日をもって各総合振興局で廃止された消費生活推進員の配置について再度検討が必要と思われる。

配置される専門家は、各総合振興局管内において市町村の消費生活相談事業と消費者行政事業及び消費者教育事業に関わることで、各市町村と国・道との関係はもとより、市町村間や広域消費生活センター間のパイプ役や潤滑剤としても機能することができる。

さらに、専門的なスキルを基本とした対応が可能となるほか、多くの役割も担えることから、市町村全体の「心のより所」としても位置付けることができ、まさに「ハブ」になるものと考えられる。

(4) 消費者教育における課題

① 消費者庁、文部科学省、国民生活センターの連携

現在の消費者教育は、チラシやリーフレット等を用い、成人や高齢者を対象とした啓発として、悪質商法等の被害の未然防止を中心に行われている。しかし、若年層、特に上記の目的を持って行われる消費者教育についてはまだ十分とは言えない。

道内を見わたすと、消費者教育の授業への取組みの度合いは自治体間の差が大きくなる傾向にあり、自治体や学校が混乱している状況となっている。地方自治体としては、消費者教育の目的や手法や捉え方、中心となって推進する機関等について、国による「具体的かつ現実的な指針」が必ずしも明確に示されていないこと、また、自治体からみて分かりにくいことが原因と考えられる。

6 (3) の北海道における課題で述べたように、これらを解消するためには、消費者庁、文部科学省、国民生活センターの三者が、将来を見据えた息の長い消費者教育を推進するための仕組み作りについて、地方自治体の実情を踏まえた「具体的かつ現実的」な方針を示すことが必要であり、全国の市町村や学校教育機関が望んでいるところでもある。この三者には、地方消費者行政担当者の「心のより所」たる存在であってほしいものである。

② 消費生活を学ぶ学生の就業先の確保

大学の教育学部や生活科学系等の学部で消費者教育を学んだ学生が、消費者行政や消費者教育において地方自治体で活躍の場を得られないのが現状である。全国の地方自治体は、専門家を確保したくてもそういう人材を生かす仕組みや組織の形成不足という現状であることから、国家レベルによる消費者行政の「具体的かつ現実的な体制整備」が必要である。

このことは、これから大学等で消費生活等を学びたいと志す全国の学生に対し、そのモチベーションや目標を高めていくことにつながり、さらには人生設計にも大きく影響するものと考えられる。

7 おわりに

士別市は、消費生活行政の新たな仕組み作りと消費生活相談体制の充実化について、「地方消費者行政活性化交付金」事業を活用したことで、その基本的な体制を構築することができた。これは、市民の理解と関係各位の指導助言や協力によるものと深く感謝を申し上げる次第である。

地方における消費者行政の現場には課題が山積しており、その解決策は日々の業務に追われながら暗中模索する状況にあるため、本稿においても整理できていない記述が多々あることをお許しいただきたい。

消費者行政を専門的な分野として築き上げるためには、これからも私たちの前に立ちはだかる形の違ったハードルや壁を一つひとつ乗り越えていくことが必要であり、これらの課題を解決していくことで、今まで後回しにされてきた消費者行政と消費者教育を市民生活の中に必ず根付かせることができると確信するものである。

また、新しい取組みである「ハブコミュニティシステム」の構築に挑戦してきた行政職員・消費生活相談員の姿勢は、必ず後進に受け継がれるものと確信しており、これらのプロセスや結果は、今後、北海道の小都市・士別市から全国へ発信していきたい。

最後に、国・都道府県・市町村の消費者行政及び消費者教育における共通の課題や問題を克服するキーワードはただひとつ、「主体者は誰か！を認識することである！」と述べて本稿を締めくくりたい。

[参考文献]

- 1) 中西信行、原田政広「地域の総合的教育力を高め、各学校を支援するユニークな取組み～士別市役所職員自主研究グループ「エコクラブ」の活動～」北海道生涯学習研究：北海道教育大学生涯学習教育研究センター紀要第2号（2002年）81-91頁。
- 2) 原田政広「地域の教育力を学校教育へ発信する試み」旭川実践教育研究第6号、北海道教育大学実践教育学会（2002年）68-71頁。
- 3) 原田政広「士別市役所職員自主研究グループ「エコクラブ」活動報告」（2003年）
- 4) 原田政広「平成8年度北海道教育大学附属旭川中学校教育研究大会3学年環境科指導案」（1996年）
- 5) J. サマヴィル（市井三郎 訳）『科学入門 科学の方法と歴史』白揚社（1987年）
- 6) P. F. ドラッカー（上田惇生 訳）『マネジメント [エッセンシャル版] 基本と原則』（ダイヤモンド社、2001年）
- 7) 原田政広「ジグソーパズル理論による交通安全・防犯・消費生活の安全安心対策」士別市役所職員自主研究グループ「エコクラブ」活動報告（2001年）
- 8) 玉井康之『地域に学ぶ「総合的な学習」—学社融合時代の学校・行政の役割と可能性』（東洋館出版社、2000年）9-34頁。
- 9) 中学理科「新しい科学の教科書Ⅲ」（文一総合出版、2003年）307頁。

- 10) 「特集 廃校を活用したまちづくり」月刊地域づくり第 239 号（財団法人地域活性化センター、2009 年 5 月）
- 11) 図鑑 NEO「科学の実験」（小学館、2009 年）
- 12) 川瀬雅也「これからの理科教育はどう変わるか？」化学 11 号（化学同人、2010 年）21-24 頁
- 13) 藤原学「簡易分析と機器分析の簡易化（分析化学の起源から）」ぶんせき 2012 年第 7 号（日本分析化学会）378-383 頁。